

創業・新事業支援融資「パワーアップ21」

(平成30年9月3日現在)

資 金 使 途	・ 創業・新事業に必要な「運転資金」または「設備資金」
融 資 対 象 者	・ 当金庫の会員たる資格を有する方で、新たな事業（第2創業も含む）を6ヶ月以内に開始するか、又は、開始してから7年以内の個人、法人企業
融 資 金 額	・ 500万円以内 但し、500万円超についても個別相談に応じます。
融 資 単 位	・ 10万円単位です。
融 資 期 間	・ 運転資金 7年以内（うち、据置期間1年以内） ・ 設備資金 10年以内（うち、据置期間1年以内）
融 資 金 利	・ 金庫所定となります。（最長3年間の利子補給金交付があります。） ・ 証書貸付は3年固定金利選択型変動金利とし、固定期間終了後は、当金庫長期プライムレートにより年2回の見直しをさせていただきます。
返 済 方 法	・ 証書貸付は元金均等毎月返済とします。 ・ 手形貸付の元金は期日一括払い、利息については一括前払いとします。
連 帯 保 証 人	・ 原則として、法人の場合は代表者、個人事業者の場合は不要とします。
担 保	・ 原則不要です。但し、必要に応じて徴求致します。
保 証 料	・ 不要です
手 数 料	・ 融資手数料として200円（消費税別）が必要になります。
そ の 他	・ 金庫所定の書類を提示していただきます。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（９時～１７時、電話：０２２６-２２-６８３１）にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３-３５８１-００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３-３５９５-８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３-３５８１-２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３-３５１７-５８２５）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください
---------------------------	--

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉